

令和5年9月1日

お客様各位

トヨタL&F富山株式会社

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定です。この度、弊社の登録申請手続きが完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T7230001000762

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

弊社のインボイス及びその交付方法

●リース、レンタル契約

契約区分	税額控除方法	お支払い方法	仕入税控除のために使用する適格請求書等	
			新規契約 (令和5年10月1日以降リース開始)	既存契約 (令和5年9月末までにリース開始)
ファイナンスリース	一括控除 (分割控除も可)	全ての お支払い方法	リース注文請書兼契約書 (インボイス対応版)	インボイスは不要 (分割控除の場合も不要)
レンタル、 オペレーティングリース	分割控除	振込・集金 等 (口座振替除く)	請求書(インボイス対応版)	
		口座振替	リース注文請書兼契約書 (インボイス対応版) + お支払い予定表 (納車時にお渡し)	リース注文請書兼契約書 (ご契約時にお渡し済) + (インボイス要件補足事項) 通知書(当案内)

※令和元年10月1日以降開始の契約について、適用税率は10%です。

●新車、機器、整備等（リース・レンタル契約以外） : 請求書

※令和5年3月末の関係法令等に基づき作成しており、改正等により変更されることがあります。

弊社のインボイス制度運用について、ご質問等がございましたら、下記にご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

インボイスに関するお問い合わせ先

経理課 担当者：嘉藤 勝 電話番号：076-444-4141

営業本部 担当者：熊本 正和 電話番号：076-439-2211